

説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5 5 1	ページ	p.23	行	7行目
事業名	水上オートバイの利用規制		河川名	淀川本川		
府 県	大阪府	市町村	摂津市	地先	一津屋	

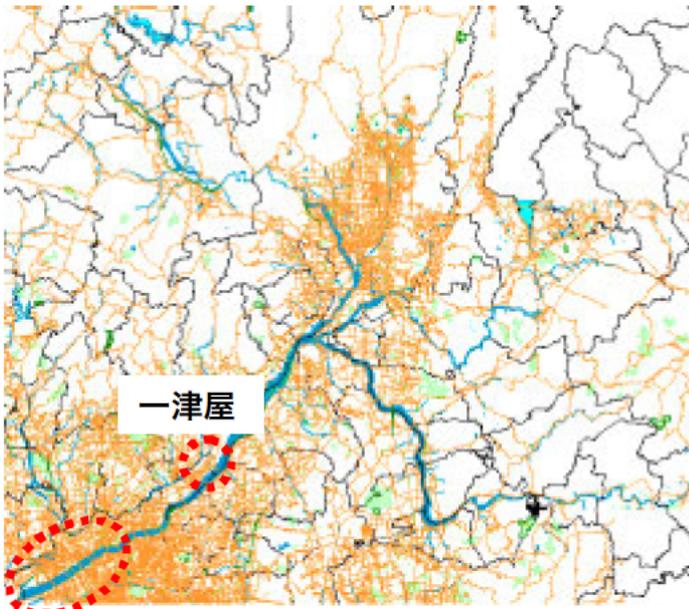
●現状の課題

現在では、利用期間、利用時間、利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情も減ったが、水質調査の結果では、ベンゼン、トルエン、キシレン、MTBEが検出され新たな問題となっている。

●河川整備の方針

秩序ある水面利用が必要とされる箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。

●位置図



淀川大堰下流

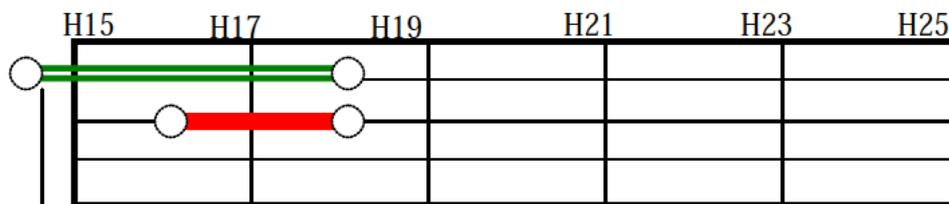
●具体的な整備内容

1)①淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区での利用に限定。

しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市、守口市の水道水源に近く、水質調査の結果ではベンゼン、キシレン等の検出も確認されていることから上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討。

●スケジュール

■ 検討
■ 実施



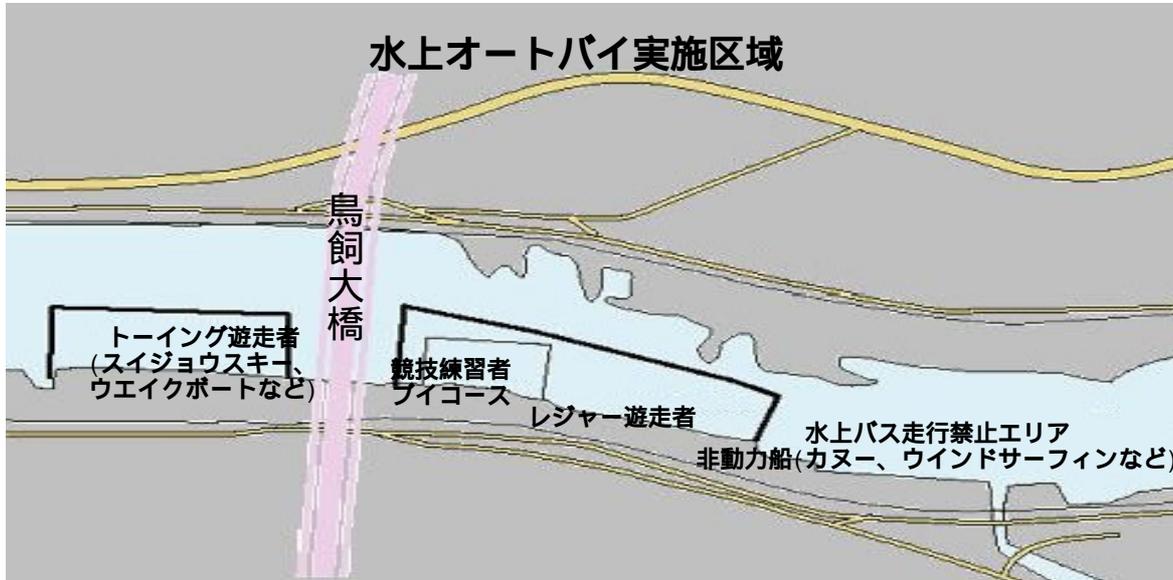
一津屋での利用

概要等

利用期間：6月16日～10月15日の土、日、祝日

利用時間：午前10時～午後4時

場 所：一津屋地区（鳥飼大橋付近、下図参照）



水質調査の結果ではベンゼン、キシレン等の検出も確認されていることから上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討。

検討にあたっては、摂津市一津屋地区での過去3年間の利用実態を評価した上で、既設の淀川水面利用調整協議会(平成10年12月設立)にて検討。

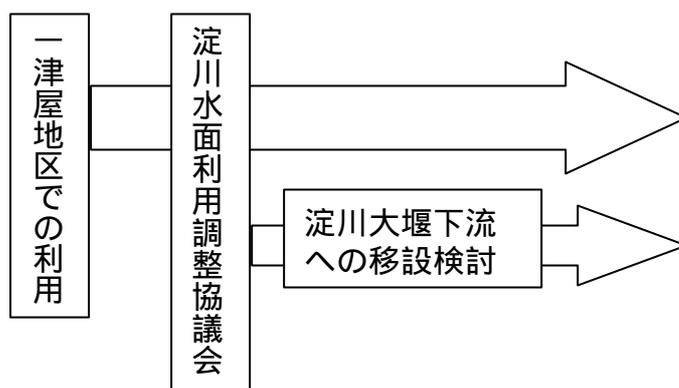
淀川水面利用調整協議会

学識経験者

関係行政機関

河川管理者

フローチャート



説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5 5 1	ページ	p.23	行	13・19行目
事業名	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制		河川名	淀川本川 瀬田川)		
府 県	滋賀県	市町村	大津市	地先		

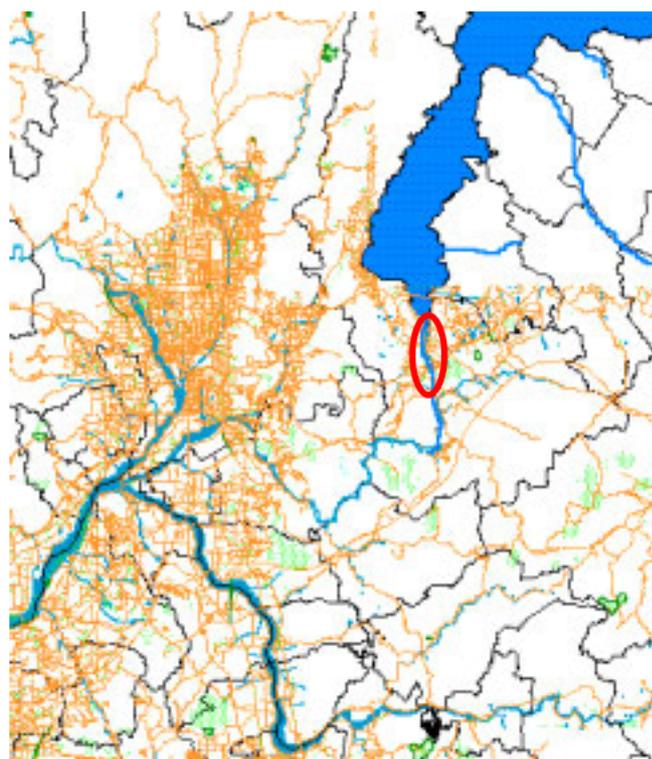
●現状の課題

琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排気ガスによる水質汚濁の問題が提起

●河川整備の方針

秩序ある水面利用が必要とされている箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。

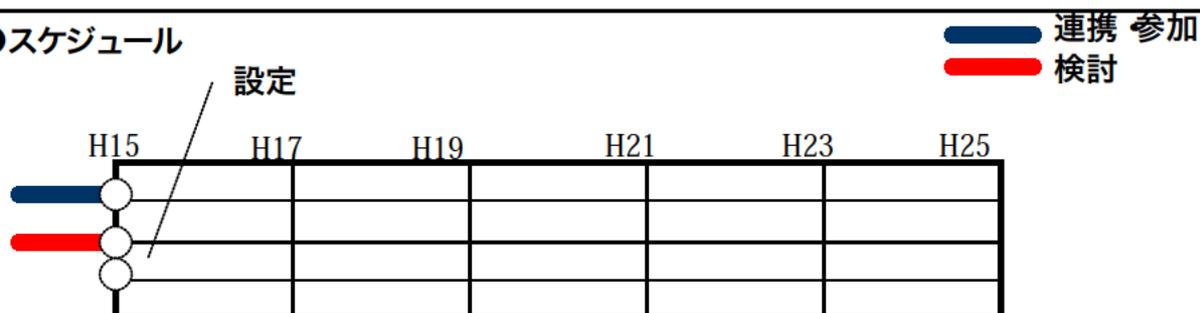
●位置図



●具体的な整備内容

- 1) ②滋賀県域の瀬田川では、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(滋賀県条例第52号)との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定
- 2) ②滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(滋賀県条例第55号)等による航行制限区域の変更を検討しているので、その策定については、河川管理者も積極的に参加。

●スケジュール



平成14年度末、滋賀県は条例に基づき規制水域を設定・見直し
情報は常に共有し、区域設定の際に参加(検討・協議)する。

概要

【滋賀県条例の概要】

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

・琵琶湖の自然環境の保全、地域住民の生活環境保全を目的に制定。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

・「水上交通の安全確保」、「水上交通に起因して発生する騒音などの防止」等を目的に制定。

条例は、瀬田川洗堰より上流も対象

航行規制水域の指定により、水上オートバイやプレジャーボート等の利用を制限

【瀬田川の現状等】

現在、瀬田川では遊覧船、漁船、カヌーや手漕ぎボートの利用が主。

現状では、水上オートバイ等の利用による問題は発生していない。

フローチャート

河川管理者

瀬田川にて水上オートバイ等の利用による問題発生

連携

参加

滋賀県

滋賀県琵琶湖レジャー利用の適正に関する条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

水上オートバイやプレジャーボート等の規制水域の設定等

説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5 5 1	ページ	p.23	行	17行目
事業名	船舶等の通航規制		河川名	淀川本川		
府 県	大阪府	市町村	沿川市町	地先		

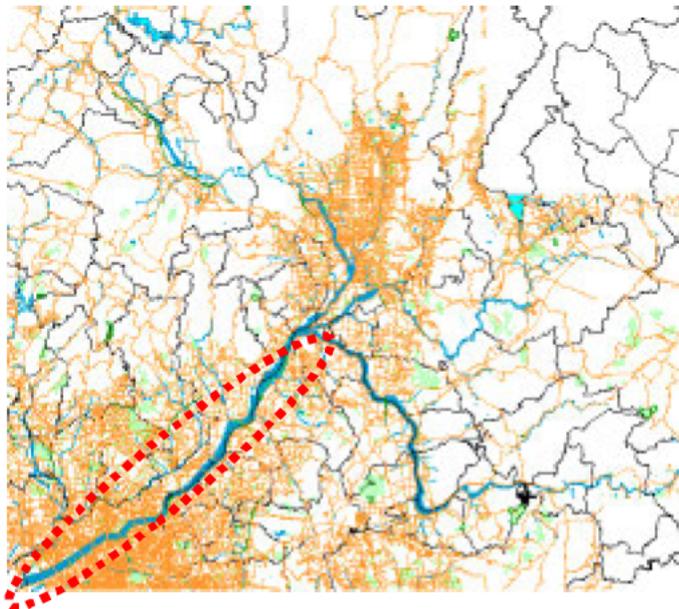
●現状の課題

レジャー産業の普及から水上オートバイ・プレジャーボート等の利用が増え水面利用の多様化が進み、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

●河川整備の方針

秩序ある水面利用が必要とされている箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。

●位置図



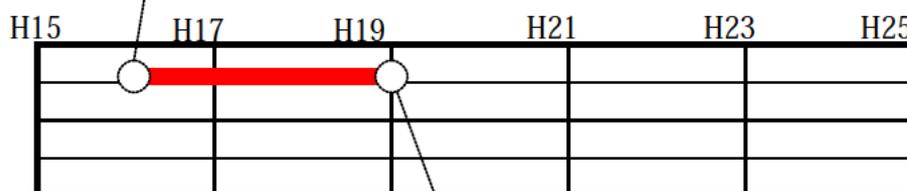
●具体的な整備内容

2)①淀川本川では、水上オートバイ、プレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域の設定

●スケジュール

淀川水面利用調整協議会の開催

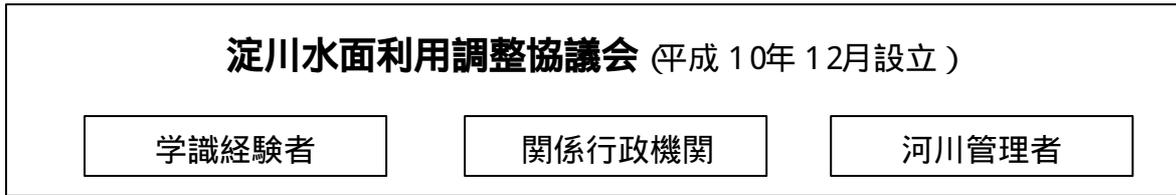
■ 検討



設定

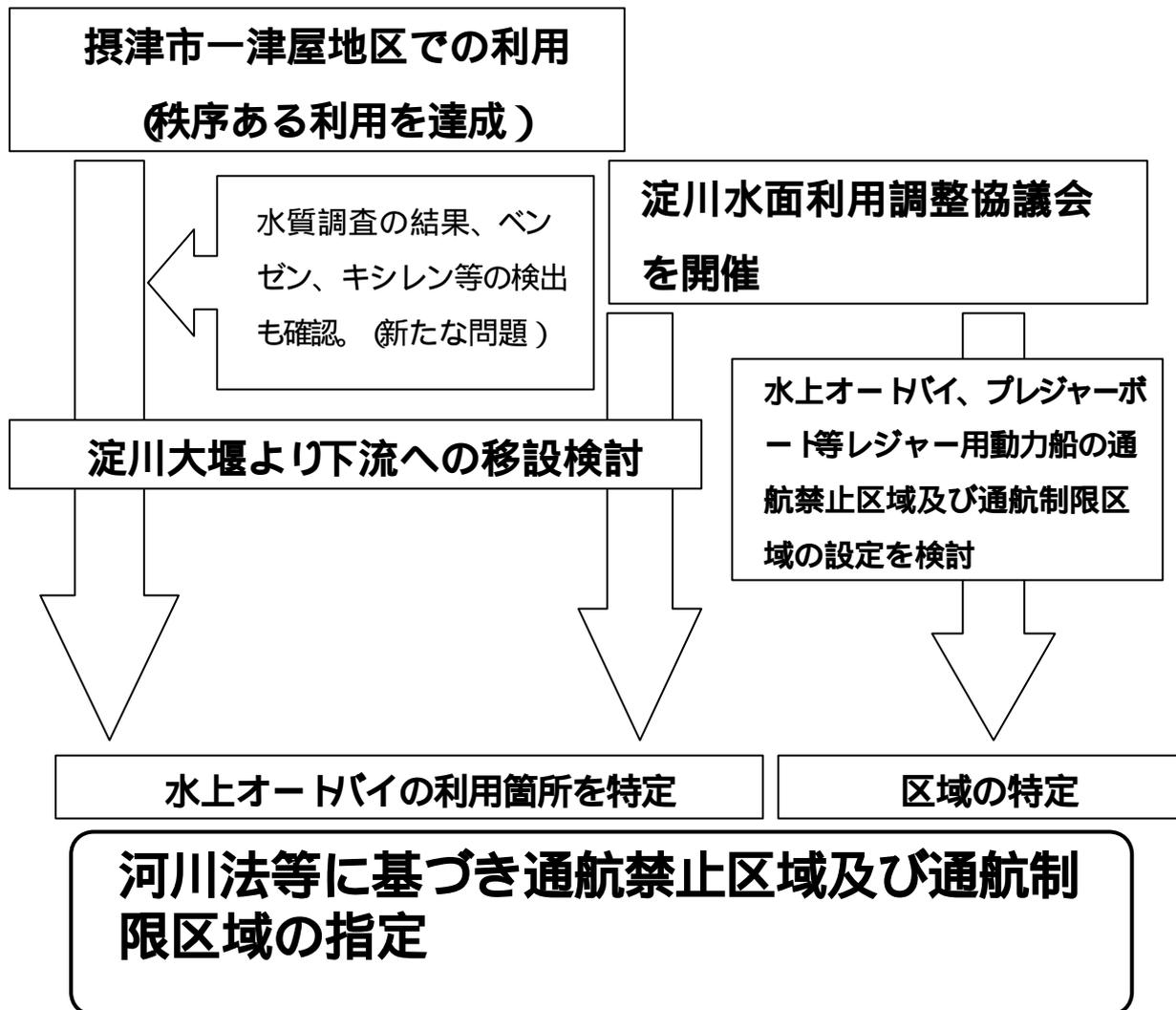
体制図

【検討機関】



淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての国土交通省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的に設置

フローチャート



説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5 5 1	ページ	p.23	行	22行目
事業名	瀬田川水辺利用者協議会 (仮称)の設置		河川名	淀川本川 瀬田川)		
府 県	滋賀県	市町村	大津市		地先	

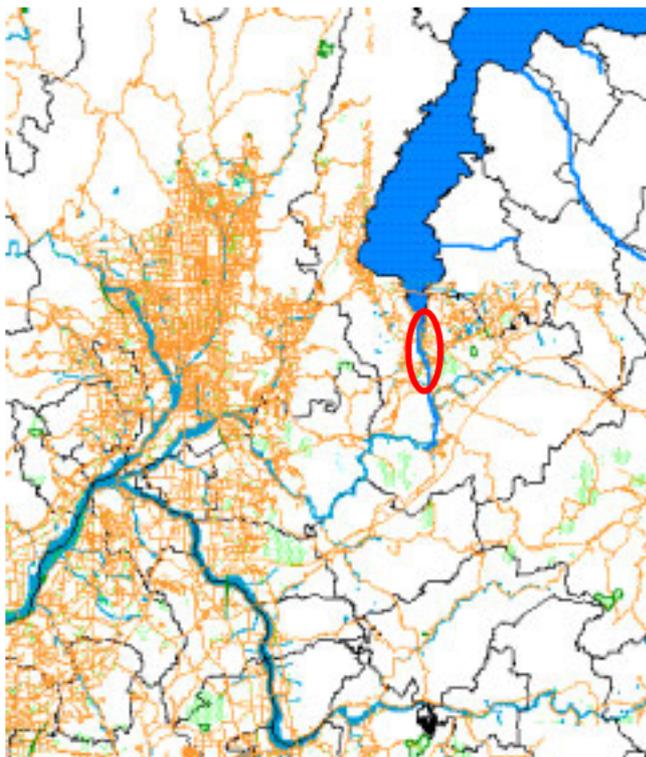
●現状の課題

栈橋や係留施設が多数存在し、これらの施設が水面に澱みを造り、水質の悪化や水草の繁茂の一因になっている。

●河川整備の方針

水面利用に伴う施設のあり方について、地域住民や市民組織と調整を図る。

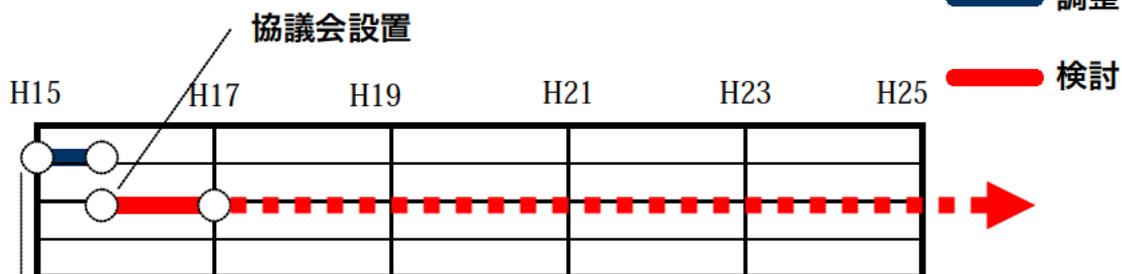
●位置図



●具体的な整備内容

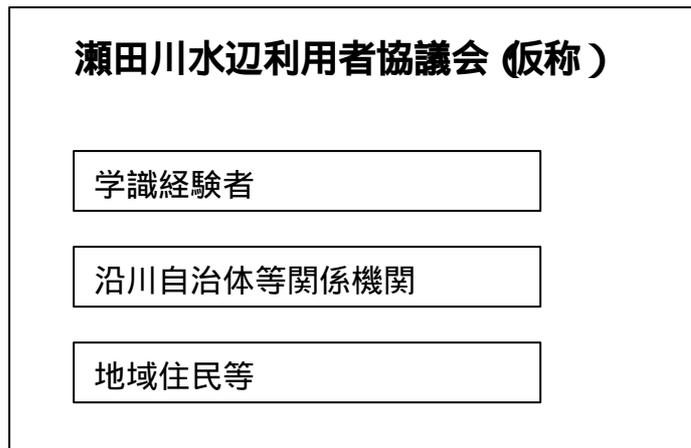
瀬田川では、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会 (仮称)を設置し、既存の栈橋 係留施設の集約・共有化を検討。

●スケジュール

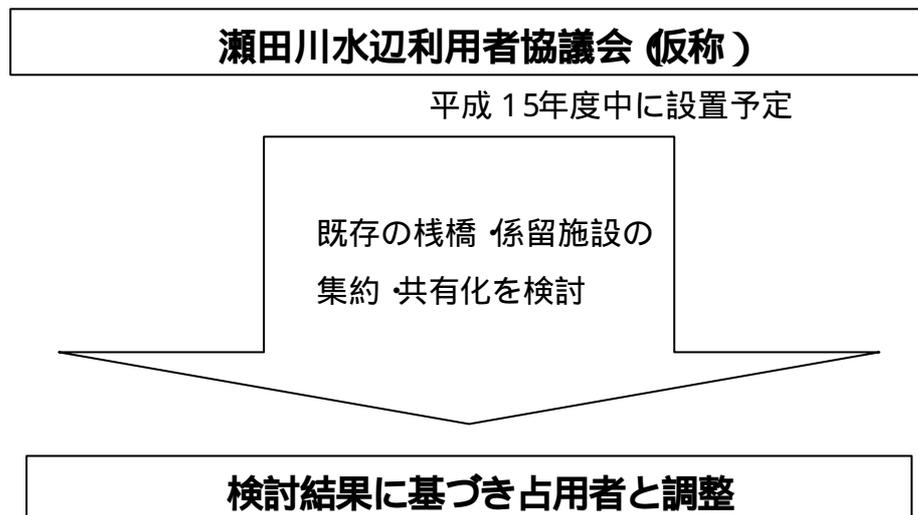


調整開始 協議会の検討 決定事項を順次占有者と調整。

体制図



フローチャート



説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5.5.1	ページ	P.23	行	25行目
事業名	円滑な水面利用の確保		河川名	桂川・木津川		
府 県	京都府	市町村	沿川市町村	地先		

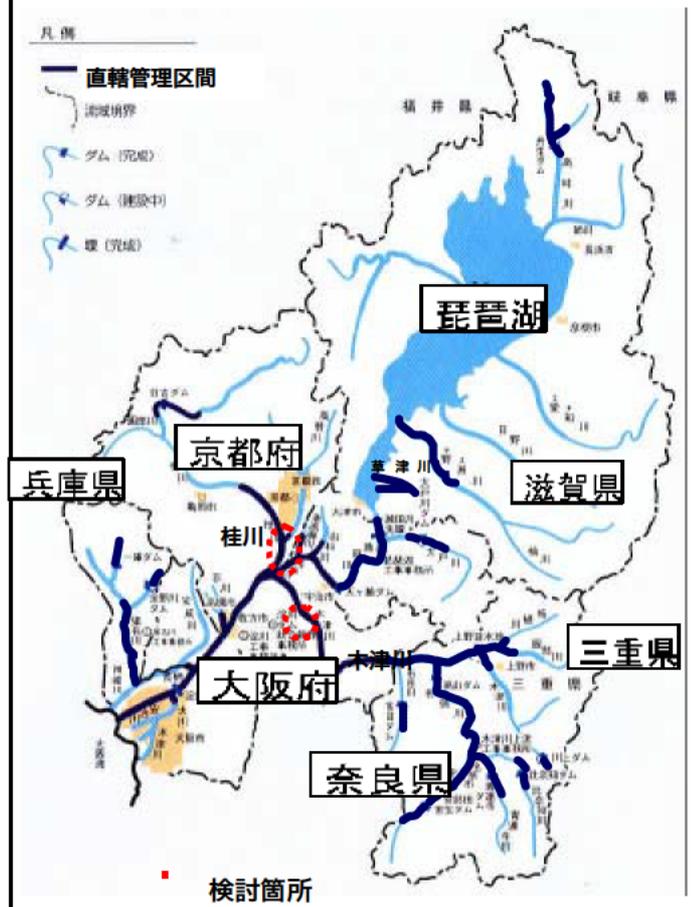
●現状の課題

カヌーや手漕ぎボート等の利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。

●河川整備の方針

カヌーや手漕ぎボート等の円滑な利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。

●位置図



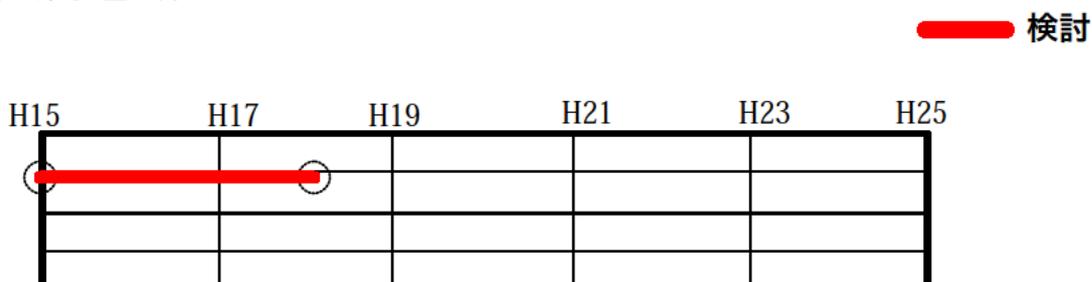
●具体的な整備内容

カヌーや手漕ぎボート等の利用のための、アプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討

検討内容

5.2.1 ③ 縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や横断工作物の改善も検討

●スケジュール



● 概 念

水辺へのアプローチの困難性 や堰等の横断構造物による障害等

水辺の円滑な利用のために



アプローチ整備や横断工作物の改善を検討



流路が分断
6号井堰(桂川)



魚道未設置
6号井堰 桂川)



縦断的非連続
3号井堰 桂川)

説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5.5.2	ページ	p.24	行	3行目
事業名	河川利用委員会 (仮称)の設置		河川名	全河川 (直轄管理区間)		
府 県	大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県					

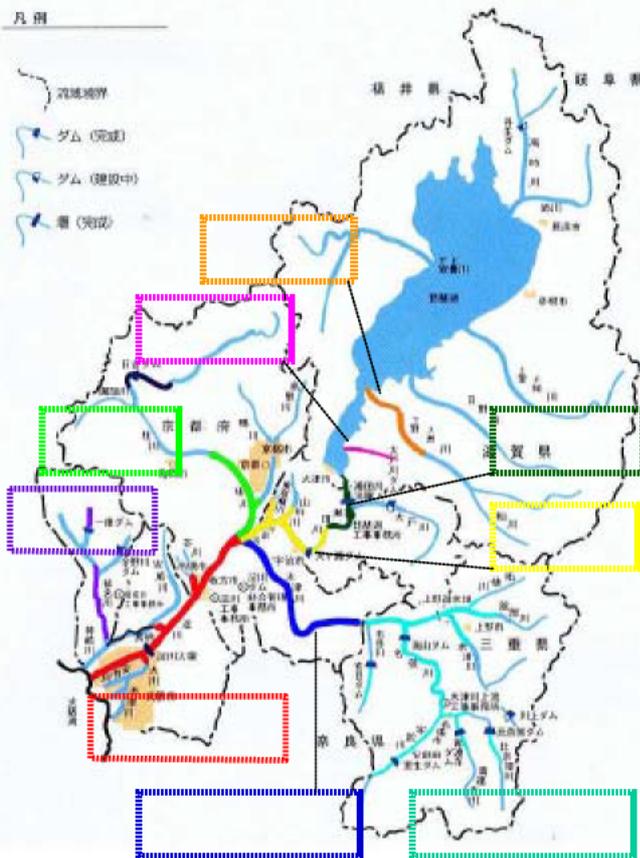
●現状の課題

人工的施設整備が、河川の生態系を縦断的に分断しており、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。

●河川整備の方針

個々の案件毎に学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き判断する。

●位置図 河川利用委員会 (仮称)設置単位)



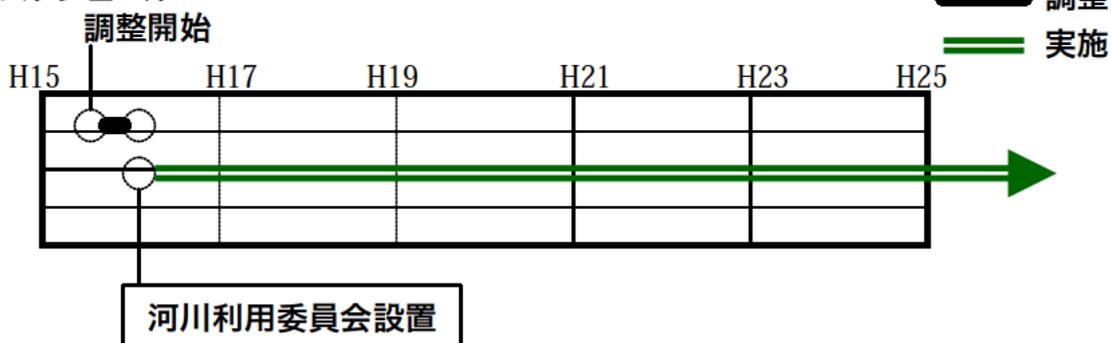
●具体的な整備内容

河川利用委員会 (仮称)を設置。

設置単位

- 淀川本川
- 猪名川
- 宇治川
- 桂川
- 木津川下流
- 瀬田川
- 木津川上流
- 野洲川
- 草津川

●スケジュール



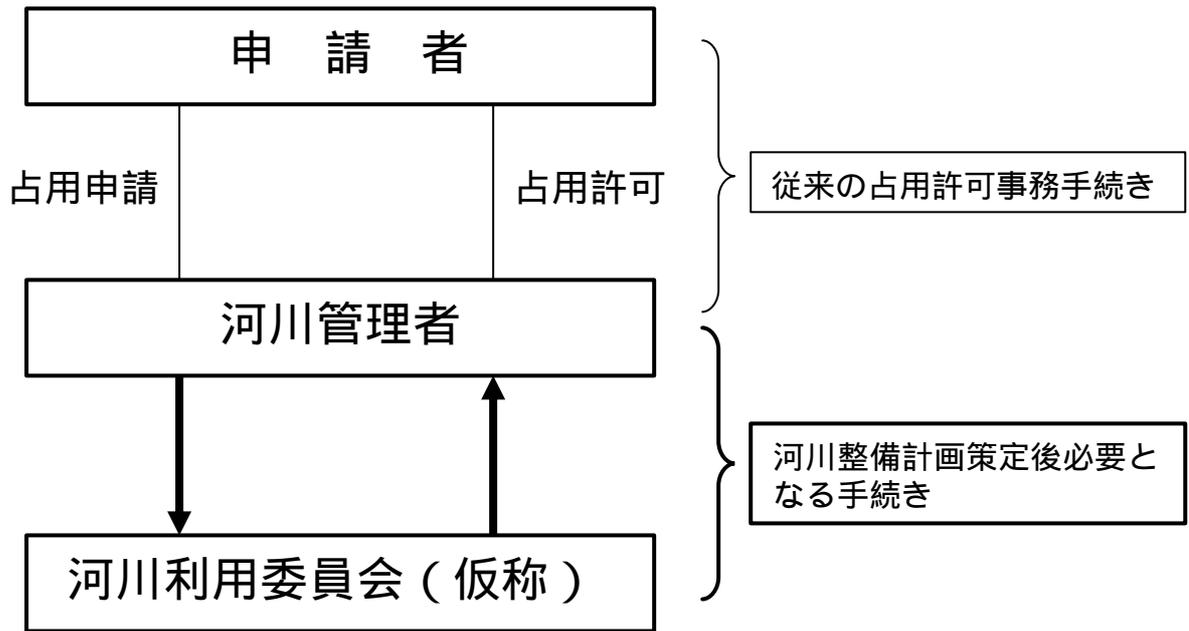
体制

・河川利用委員会 (仮称) 委員会体制 (案)

学識経験者	環境分野
	都市計画分野
沿川自治体	環境担当部局
	都市計画担当部局
地域住民	沿川市町村より公募

フローチャート

・河川敷利用 (占有許可) フローチャート



ゴルフ場、公園等占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者からの意見照会を受け、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有施設のあるべき姿について検討を行い、河川管理者に回答する。

説明資料 第1稿)での記載箇所	章項目	5.5.2	ページ	P.24	行	19行目
事業名	遊休施設等の対策		河川名	淀川水系直轄河川		
府 県	流域 2府4県	市町村	沿川市町村		地先	

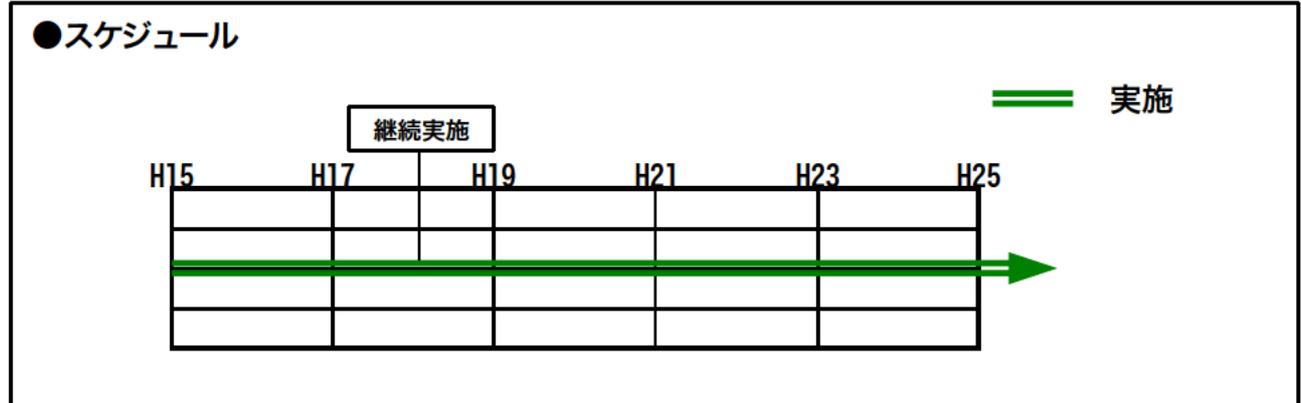
●現状の課題

●河川整備の方針



●具体的な整備内容 (3.4(3)1)①②の再掲)

道路又は鉄道の橋梁、水道管・ガス管その他これらに類する施設、及び水門、樋門又は樋管等で遊休施設については、占有者と協議し除却等を措置。また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については占有者と協議し改善



遊休施設等の対策

改築後の旧施設及び遊休施設については、完全撤去を原則とし指導
改善の必要な施設や河川管理施設等構造令に適合しない施設については占有者と協議し改善指導

遊休施設



改善の必要な施設



■今後の対応

遊休施設等の調査



治水上の支障の判断



管理者に対し 除却指示 改善指導
(たが導』、管理者不明物件は、国土交通省が対応)